

内閣参甲第九五号

昭和二十三年五月七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出引揚者生業資金貸出額引上げに關する質問に対し、別紙答弁書を送付す

る。

参議院議員小川友三君提出引揚者生業資金貸出額引上げに關する質問に対する答弁書

生業資金貸付額の増額については、今後の引揚狀況をも予定してこれを予算する必要があると考ええる。

貸付限度額の引上げについては本貸付措置は引揚者の計画する事業の全資本を提供するものではなく、

通常の金融或は取引關係を開拓し得るまでの第一段の手段を提供するものとなつてゐる実情に照して、必ずしも物價と正比例に引き上げることを要するものではないが、一般の物價事情に應じて必要な引上げを行わなければならぬことは勿論である。この趣旨によつて政府は去る三月二十日より一世帯当り五千元を七千円に引き上げた次第である。今後の新物價体制については今のところ主として所謂安定帶物價についての價格の補正を中心として考えられてゐる次第であつてこれが一般の実効物價に対してどの程度の影響を齎すかと言ふことは今後の問題であるけれども、更に限度の引上げを実施しなければ本措置の目的を達成し難いと認められる場合には適當に措置する心算である。